

# 私法規律の構造3-「債権契約の終わり方」の規律（四） -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2016-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 進 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/18204">http://hdl.handle.net/10291/18204</a>

【論 説】

## 私法規律の構造 3

### —— 「債権契約の終わり方」の規律（四） ——

伊 藤 進

#### 目 次

- 一 問題意識
- 二 「債権契約の終わり方」の多様性
  - 1 法定解除による契約の終わり方の規律
  - 2 契約成立後の履行不能による契約の終わり方の規律（以上 87 卷 2・3 合併号）
  - 3 契約成立時の「事情」による契約の終わり方の規律
  - 4 契約締結時における「当事者の意思」による契約の終わり方の規律
  - 5 契約成立後の合意（解除契約）による契約の終わり方の規律
  - 6 事情変更による契約の終わり方の規律（以上 87 卷 6 合併号）
  - 7 解約告知による契約の終わり方の規律
  - 8 契約債権関係の消滅による契約の終わり方の規律（以上 88 卷 1 号）
  - 9 複数契約の終わり方の規律（以下、本号）
    - (1) 複数契約の終わり方の課題
    - (2) 複合契約の終わり方の規律
      - i 複合契約の終わり方の規律構造
      - ii 複合契約の終わり方と当事者間の基本的法律関係
    - (3) 多角契約の終わり方の規律
      - i 多角契約の終わり方の規律構造
      - ii 多角契約の終わり方と多角当事者間の基本的法律関係
- 三 むすびに代えて—債権契約の終わり方の規律準則の探究—（以下・次号）

## 9 複数契約の終わり方の規律

### (1) 複数契約の終わり方の課題

民法典での契約の終わり方の規律についての基本は、契約が一個であることを前提としている。このことから、複数の契約が関連して存在し、そのうちの一つの契約を終らせることができる場合でも、当該契約以外の他の契約を終らせるものではないとするのが原則である。しかし、今日の取引社会では、二当事者間で複数の契約を用いて取引が行われる場合や、三当事者或いは多数当事者間での契約が関係づけられて取引が行われる場合など複数契約を用いての取引が多くみられる。このような複数の契約を用いて取引される場合の契約を契約複合、複合契約、結合契約、契約結合、ネット契約、ハイブリット契約、多角契約などとみて、その規律につき議論が行われている。ここでは、そのような複数契約の終わり方として、そのうちの一つの契約を終らせることができる場合に複数契約全体が終わるものとして規律することができるかどうかにつき検討する。

このような複数契約の終わり方の規律として、一つの契約が終わるときは他の契約も全体として終わるものとする旨を複数契約の当事者間で約定されている場合すなわち複数契約を全体として終らせる旨の約定による約定解除や、複数契約の当事者間で複数契約全体を終らせる旨の解除契約により複数契約全体を終らせることについては、とくに異論はないものと思われる。契約締結時における「当事者の意思」、あるいは契約成立後の合意による契約の終わり方の規律については、契約の終わり方の基本規律である個別契約の終わり方の規律に従ってよいものと思われる。

これに対して、複数契約を用いての取引では、その取引が継続的な場合が多い。このことから、複数契約のうちの一つの契約が継続的契約特有の通常解約告知あるいは特別解約告知により終らせることができる場合も複数契約全体を終わらせることができるかは若干、問題になる。なお、この他、取消にみられる契約成立時の「事情」による場合や、事情変更による場合も視野に入れなければならない。しかし、これらの場合の直接の検討はここでは留保する。ただ、とくに問題になるのは複数の契約のうちの一つの契約を債務不履行を事由とする法定解除によって終らせることができる場合、複数契約全体を終らせることができるものとして規律でき

るかである。債務不履行を事由とする法定解除は、債務不履行という事由の発生によって、複数の契約の当事者の意思に関係なく、法定で契約を終らせることのできる代表的な規律である。このことから、ここでは、解約告知や取消あるいは事情変更など複数の契約の当事者の意思に関係なく契約を終らせることのできる規律をも視野にいれながら、債務不履行を事由とする法定解除の場合を中心に据えて検討する。

ところで、現象的には複数の契約が用いられている取引であっても、法的には一個の契約、あるいは一つのシステム契約とみることができる場合は、契約が一個であることを前提とする契約の終わり方の基本規律によればよいということになる。このことから、その取引において用いられている複数の契約は、法的には、一個の契約とみるべきか、複数契約とみるべきかが問題になる。この契約の個数については、道垣内は契約の個数という概念は重要ではなく、複数の契約でも「相互依存関係」があれば一体として解除され、一つの契約でも一部が独立した対価関係があればその部分だけ解除され、独立の対価関係を形成するか否かによるとし<sup>(1)</sup>、河上は契約の個数自体は結論にとって決定的な意味をもつものではない<sup>(2)</sup>とし、近藤は一個とみるか二個とみるかは本質的な問題ではない<sup>(3)</sup>とし、山本は契約の個数と契約解除の範囲は必ずしも関係しない<sup>(4)</sup>として、契約の個数はそれほどの意味をもつものではないとみる見解が多い。取引において用いられている複数の契約を一個の契約とみるか複数契約とみるかによって債務不履行を事由とする法定解除規律によって契約全体を終らせることができるかどうかの判断を左右するものではないことは確かである。取引当事者間においても、取引において生ずる給付関係を形式上も一個の契約から生ずる給付とするか、複数の契約に分散させるかは自由に選択することができ、その選択によって契約の終わり方の規律について結論が異なるとみてよいかどうかも疑問である。これに対して、大村は一個とみるか二個とみるかによって思考様式は同一ではないこと<sup>(5)</sup>、契約の構造に関する認識を欠いたまま結論の当否を問題とするだけでは、安定した解決は得られないと指摘する<sup>(6)</sup>ように、契約の終わり方の規律構造は、異なる。一個の契約とみるときは従来の法定解除規律構造に基づくだけでよいということになるが、複数契約とみるときは一個の法定解除規律が他の契約にも及ぼし得るとするための規律が必要になるとする。

ところで、同一当事者間での取引で複数の契約を用いられる場合（以下「複合契

約」という)の規律において、それを一個の契約とみて規律する仕方も考えられる。例えば、最高裁判平成8年判決<sup>(7)</sup>において同一の当事者間でリゾートマンション売買契約とスポーツクラブ会員権契約が締結されている事案で、スポーツクラブ会員権契約での債務不履行を事由としてリゾートマンション売買契約も法定解除できると判示したことにつき、この場合、市場に置かれ流通した法的財貨は「会員権付リゾートマンション」であって一個の契約として把握すべきであるとする見解<sup>(8)</sup>、会員権契約上の施設提供はマンション売買契約の付随義務として合意されたものとする見解<sup>(9)</sup>、契約の個数の捉え方には形式的単位と実質的単位との二義性があり、解除の対象となる場合は実質的に一個とみるべきであるとする見解<sup>(10)</sup>、全く独立した別個の契約とはみることには抵抗を感じざるを得ないとした上で<sup>(11)</sup>、解除条項の置かれ方に注目し、密接な関係にある二個の契約のうち解除という重要な契約からの離脱手段が装丁されていない契約を独立した一個の契約と評価することはできず、両契約の一体不可分性を認めるべきであるとする見解<sup>(12)</sup>などが、それである。確かに、同一当事者間での取引で複数の契約が用いられることによって、取引上密接な関係にある給付内容が分解されているとみられる場合には、全体として一個の契約に基づく給付と捉えて規律することは許容されないわけではない。しかし、同一当事者間での取引で、関連する給付を、一個の契約の内容とする場合の契約の終わり方の規律と、形式的にも複数の契約の内容に分解する場合の契約の終わり方の規律とを、その規律構造は同じであるとみてよいか疑問である。とくに、一個の契約の終わり方の規律によるだけでよいかである。形式的であれ、当事者間では給付内容を分解させているにも係わらず一個の契約による給付であると解釈操作を行って、一個の契約の債務不履行を事由とする終わり方規律によるだけでよいか、複数の契約のうち一個の契約を解除の対象となるにすぎないとみたり、契約からの離脱手段が装丁されていない契約を独立した一個の契約と評価することはできないとして、他方の契約を無視して、一個の契約の債務不履行を事由とする終わり方規律によるだけでよいか、疑問である。一個の契約の債務不履行を事由とする終わり方規律に加えて、何らかの規律を必要とするのではないかと思われる。このような疑問から、同一当事者間で用いられた複数の契約は、それぞれ別個の契約であることを前提として複合契約の終わり方の規律につき検討することにする。

また、ファイナンスリース取引ではA(リース業者)・B(ユーザー)間でのファ

イナンスリース契約とA・C（サプライヤー）間でのリース物件等購入契約とB・C間にリース物件の選定等の関係、フランチャイズ取引ではA（フランチャイザー）・B（フランチャイジー）間でのフランチャイズ契約とB・C（供給業者）間の購入契約とA・C間の購入条件と割引の枠契約、ローン提携取引ではA（供給者）・B（購入者）間の供給契約（売買契約・役務提供契約等）とB・C（与信業者）間に与信契約（立替払契約、金銭消費貸借契約など）及びA・C間に加盟店契約などのように異なる当事者間での複数の契約を用いた取引もみられる（以下、「多角契約」という）。このような多角契約の規律についても様々な議論がみられる<sup>(13)</sup>。ここでは、多角契約の終わり方として、異なる当事者間での複数のうち一つの契約について債務不履行を事由として契約を終らせることができる場合、多角契約全体をも終らせることができるとして規律できるかの観点に立ってみると、まず同一当事者間での複合契約の終わり方規律と同様に考えてよいかが問題になる。前述した最高裁平成8年判決に関連して、同一当事者間に限らずローン提携販売と立替払契約のような契約主体が異なる複数契約の場合にも及ぶとする見解がみられる<sup>(14)</sup>。なお、奈良関係官は最高裁平成8年判決に基づいた民法改正中間試案第11、2の債務不履行を事由とする複数契約の終わり方の要件の検討に当って、同一当事者間であることは要件とならないとしている<sup>(15)</sup>。しかし、同一当事者間での複合契約を一個の契約とみて、これを肯定する見解では、最高裁平成8年判決の判旨が多角契約にも及ぶとみることは困難である。同一当事者間での複合契約では、その複合契約の当事者が同一であることから形式的には複合しているが、当事者間での効果意思としては一個の契約とするものであったと意思解釈する余地はなかったわけではない。これに対して、多角契約のように、取引において用いられている複数の契約がA・B契約、B・C契約、A・C契約とそれぞれの契約の当事者が異なることから、A・B・C当事者間での効果意思としては一個の契約とするものであったと意思解釈することは許容されるものではない。もっとも、A・B・Cを当事者とする三者間での一個の契約（三者間契約）と解する余地はないことはない。ただ、多角契約を、このような三者間契約と解したとして、それだけで、当然に、二当事者間での単独の契約の債務不履行を事由とする契約の終わり方の規律によることができるか疑問である。さらには、債務不履行を事由とする契約の終わり方の規律以外の多角契約についての規律を、このような三者間契約とみることによって規律でき

るかも疑問である。多角契約では A・B 契約により AB のみの効果意思に基づく効果を肯認し、B・C 契約により BC のみの効果意思に基づく効果を肯認し、A・C 契約により AC のみの効果意思に基づく効果を肯認することがまず前提となる。それでいて、多角契約では、他面、A・B・C 三者には、A・B 契約、B・C 契約、A・C 契約を取引システムとして関連させる意思のあることに注目して規律することも必要となる。このことから、当事者が異なる場合での複数の契約を用いての取引を規律するに当っては、同一当事者間での複数の契約を用いての規律とは異なる規律が求められる。そこで、一つの契約を債務不履行を事由として終らせることができる場合に多角契約全体を終らせることができるかについての検討に当っては、同一当事者間での複合契約の終わり方規律の検討のように単に複数契約であることを前提とするだけではなく、当事者の異なる複数の契約の存在することと、これらの複数の契約が関連して存在するものであることを前提とするのが妥当といえる。最高裁判平成 8 年判決についての調査官解説でも「二個以上の契約の当事者が一致しない場合（例えば、A・B 間の甲契約と A・C 間の乙契約）にどのように考えるべきかは、更に困難な問題であり、これも残された課題である」と指摘する<sup>(16)</sup>。

このことから、複合契約の終わり方の規律と多角契約の終わり方の規律とを区別して検討することにする。

#### 注

- (1) 道垣内弘人「一部の追認・一部の取消」中川良延他編「日本民法学の形成と課題（上）」星野英一先生古稀祝賀論文（1996 年・有斐閣）293 頁、326 頁、新堂明子「判例評論」判例時報 1855 号 204 頁参照。
- (2) 河上正二「判例評論」判例時報 1828 号 178 頁。
- (3) 近藤崇晴「判例解説」最高裁判所判例解説民事編平成 8 年度（下）（1999 年・法曹会）960 頁～961 頁。
- (4) 山本豊「判例紹介」判例タイムズ 949 号 48 以下。
- (5) 大村敦志「判例解説」平成 8 年度重要判例解説 68 頁、71 頁、同旨、奈良も契約複数アプローチは十分意義があるとする（奈良輝久「企業間取引における複合契約の解除（下）」判例タイムズ 1342 号 39 頁）。
- (6) 大村・前掲 70 頁。
- (7) 最判平成 8・11・12 民集 50 卷 10 号 2673 頁。
- (8) 金山直樹「判例紹介」法教 201 号 114 頁以下、同「給付とは何か(2)給付と契約（リゾートマンション事件一）民事研修 633 号 68 頁。
- (9) 北村實「複数契約の一部不履行による契約の解除」法時 69 卷 12 号 107 頁、同「解説」別冊ジュリスト 160 号 101 頁。
- (10) 水辺芳郎＝清水恵介「判例研究」日本法学 64 卷 2 号 223 頁以下。

- (11) 渡邊達徳「判例研究」法学新報 104 巻4・5号 177 頁。
- (12) 渡邊・前掲 169 頁以下、177 以下、なお、この見解については、一個の契約とみる見解に分類することもできるが、解除条項から推断される当事者意思を基礎としている点で、一個の契約とみる見解から区別することが適切であるとの評価もみられる（宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林 99 巻1号 47 頁）。
- (13) 拙稿『『多角的法律関係』規律のための法理形成試論』椿寿夫＝中倉寛樹編・多角的法律関係の研究（2012年・日本評論社）465 頁以下参照。
- (14) 本多純一「スポーツクラブ会員権上の債務不履行を理由とするリゾートマンション売買契約の解除」リマークス 16 号 38 頁。
- (15) 民法（債権関係）部会第4回会議議事録 197 頁、198 頁。
- (16) 近藤・前掲 961 頁。

## (2) 複合契約の終わり方の規律

### i 複合契約の終わり方の規律構造

同一当事者間での複合契約のうち一つの契約が債務不履行を事由として契約を終らせることができる場合、複合契約全体を終らせることができるかにつき、最高裁判平成8年判決は、複合する契約はそれぞれ独立した別個の契約であることを前提として、これを肯認した<sup>(1)</sup>。すなわち「同一の当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができるものと解するのが相当である。」「これを本件についてみると、本件不動産は、屋内プールを含むスポーツ施設を利用することを主要な目的としていたいわゆるリゾートマンションであり、Xらは、本件不動産をそのような目的を持つ物件として購入したものであることがうかがわれ、Yによる屋内プールの完成の遅延という本件会員権契約の要素たる債務の履行遅滞により、本件売買契約を締結した目的を達成することができなくなったものというべきであるから、本件売買契約においてその目的が表示されていたかどうかにかかわらず、右の履行遅滞を理由として民法541条により本件売買契約を解除することができるものと解するのが相当である。」と判示する。

そして、この判決についての調査官解説では、民法541条は、元来一個の契約

における債務不履行を理由に当該契約を解除することを想定した規定であると考えられ、学説も、本判決が現れるまではこのような問題をほとんど論じていなかったようである<sup>(2)</sup>。「要は、契約当事者がどのような目的で何を約定したかなのであって、形式的にはこれが二個以上の契約に分解されるとしても、両者の目的とするところが有機的に密接に結合されていて、社会通念上、一方の契約のみの実現を強制することが相当でないと認められる場合（一方のみでは契約の目的が達成されない場合）には、民法 541 条により一方の契約の債務不履行を理由に他方の契約をも解除することができるというのが、契約当事者の意識にも適合した常識的な解釈であると思われる。」<sup>(3)</sup>、「本判決は契約の法定解除について新たな法理を示した」もので、「本判決の判示するところは健全な社会通念に合致するものである」が、民法の条文から直ちに導き出せるものではなく、ある意味では勇を鼓して既成の概念から一步踏み出した柔軟で合目的な解釈を施したもので、「新たな法理をしめしたものの、その理論構成を十分に説示しているわけではない。今後、民法学者を中心に、契約法の法体系全体を視野に据えて、論理的な説得力を持ちつつ、各種事案の妥当な解決を図り得るような理論構成の試みられることが期待される。」<sup>(4)</sup>と解説されている。たしかに、同一当事者間で形式的には二個以上の契約に給付が分解されているが、契約目的が有機的に結合され、一方のみでは目的が達成できない場合に、一つの契約上の債務不履行を理由に当該契約と併せて他の契約をも法定解除できるとする帰結は、社会通念に合致し、契約当事者の意思にも適合し、常識的な合目的解釈といえる。しかし、近藤も指摘するように、それだけで、このような「新たな法理」を契約法体系に位置づけられるものではなく、契約法における契約の終わり方の規律構造を踏まえて、このような「新たな法理」による契約の終わり方を規律構成する必要がある。そこで、最判平成 8 年判決の「新しい法理」とされる部分についてみると、同一の当事者間での複合契約を「債権債務関係が・・・二個の契約からなる場合」として契約債権債務関係レベルでの規律であることを前提とした上で、甲契約から生じた債権債務が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されない場合、すなわち乙契約より生じた債権債務関係が要素をなす場合には、「甲契約と併せて乙契約をも解除できる」とする規律構造によるとみることができる。このような規律構造は、従来の通説、判例が、契約債権法の規律に当っては契約レベルではなく契約から生じた契約債権関係レベル

での規律であることを前提として、債務不履行を事由とする法定解除は契約から生じた契約債権関係について不履行があり、その不履行につき債務者が有責である場合、制裁的要素を加味して契約を遡及的に解消し、契約債権関係も遡及的に解消することによって「取消」と同質的に不当利得規律によることになるのに対して、特別を設けて原状回復に拡張し、損害賠償をも認めるとする債務不履行を事由とする法定解除規律構造<sup>(5)</sup>に適合させようとするものではないかと推察される。しかし、同一の当事者間での複合契約の終わり方の規律として、このような契約債権関係レベルの規律によることが適切であるか疑問である。もっとも、判例も「それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて」として契約レベルを無視しているわけではないようである。最高裁昭和36年判決が示した「法律が債務の不履行による契約の解除を認める趣旨は、契約の要素をなす債務の履行がないため、契約をなした目的を達成することができない場合を救済するためである」との判示<sup>(6)</sup>と同様に、甲契約の債務不履行が乙契約の要素をなす不履行となり甲契約及び乙契約の目的を達成することができないとみて、両契約の法定解除をみとめた面もみられる。そうだとすると、近藤が解説するように、「要は、契約当事者がどのような目的で何を約定したか・形式的にはこれが二個以上の契約に分解されるとしても、両者の目的とするところが有機的に密接に結合されている」いわゆる契約レベルに注目した規律と構成して初めて、複合契約の終わり方にかかわるこのような「新たな法理」を、契約法体系に位置づけることができるのではないと思われる<sup>(7)</sup>。そこで、同一の当事者間での複数の契約について、近藤は、目的とするところが有機的に結合されているという「契約の結合性」<sup>(8)</sup>がみられる場合、本多は「両契約間の密接な関連性」と「目的実現への支配可能性」をメルクマールとする「契約間の牽連性」がある場合<sup>(9)</sup>、池田は一個が機能しなければ他を契約した意味がなく、一個だけならば契約しないという関係<sup>(10)</sup>あるいはハイブリッドにより利用価値や経済的価値の付加価値の発生を当事者双方が意図し客観的に本質的要素となっているハイブリット契約である場合<sup>(11)</sup>には、一つの契約の債務不履行を事由として複合契約を終らせることができるとする。これに対して、宮本は「解除し得るための要件は明らかにされているが、複数の契約間において一方の契約の不履行によって他方の契約が解除しうることの理論的な解明が十分でない」として疑問も呈する<sup>(12)</sup>。たしかに、「契約の結合性」「契約間の牽連性」あるはハイ

ブリット契約などを根拠とするだけでは、複数の契約を一個の契約と解釈操作して複合契約を終らせることができるかとみるのと理論的にどれほどの違いがあるか疑問である。複合契約は複数の契約の「契約の結合性」「契約間の牽連性」がみられること、あるいは「ハイブリッド契約」と捉える場合には、それぞれが別個の独立した契約ではあるが、一つの契約の債務不履行を事由として複合契約を終らせることかできるとする規律構造を組み立てる必要がある。そこで、宮本は、複合契約を二類型に分け、①契約の特約条項によって複数の契約間に相互依存性が認められて一つのシステムを構成している類型では、それぞれの契約は全体のシステムの一部を構成するにすぎず、独立した存在意義は認められず、一つの契約の不具合はシステム全体の崩壊をもたらす<sup>(13)</sup>ものと規律構成し、②複数の契約の間に相互依存性を基礎づける特約条項が存在しない類型では、契約当事者はそれぞれの契約目的の実現を妨げないように配慮すべき義務や給付目的の実現を妨げないように配慮すべき義務を信義則上の付随義務として負っており、一つの契約の不履行は他の契約上の付随義務違反として解除できる<sup>(14)</sup>と構成する。奈良は、この宮本見解が、最も、実務的な運用に耐える学説と評価する<sup>(15)</sup>。しかし、特約条項のある場合にはむしろ一個の契約とみて規律する方がよいようにも思われる。むしろ、特約条項の設けられていないのが普通ではないかと思われるが、この場合には一つの契約の不履行は他の契約上の付随義務違反として解除できるとするものであるが、個別契約において当事者の主観的意識が明らかになっても、全体の集合した契約の内容・構造から当事者の実現しようと企図する利用価値や経済的利益などが外形的・客観的に判断しうるものとされている複合契約<sup>(16)</sup>の場合に、このような付随義務を常に観念することには疑問がある。また、一つのシステムを構成する場合に個々の契約は独立した存在意義は認められないとみることは、複合契約では個々の独立した契約の存在するものとして規律することと齟齬することになる。複合契約の規律に当たっては個々の契約の結合によって一つの取引システムが構成されることと、それを構成する個々の契約は独立したものであるとして規律する必要があるのではないかと思われる。かかる観点に立ってみると、これらいずれの見解も甲契約の債務不履行が甲契約とともに乙契約の解除事由にもなることを根拠づけようとするものようであり、複合契約次元の終わり方というよりも、複合契約を構成する複数の個別の契約次元の終わり方を模索するものようであり、複合契約の

終わり方の規律として妥当か疑問である。

そこで、河上は「枠契約」と「支分的契約」の枠構造を想定し、「枠契約」自体は債権債務を発生させるものではないが複数の支分的契約を結びつけるコネクターとしての役割を果たす場合で「支分的契約」に不履行があるとき、枠契約の解消もやむを得ない不履行であると評価されるなら、「支分的契約」の解除のみならず枠契約の解除も認められる<sup>(17)</sup>とする。複合契約の終わり方の規律構造としては、二元的に規律するものであり、基本的には妥当である。しかし、「枠契約」と「支分的契約」という二元的規律は一元的規律の変形にすぎない。

ところで、私法は取引の規律に当って、取引を契約として捉え、この契約によって合意された意思利益の実現あるいはリスクの負担を処理するために債権債務が発生するものとして規律している。この仕組みを契約債権法の規律と称することにする。そして、現行の契約債権法の規律では、例えば、A・B間での甲契約により甲債権債務が発生し、この甲債権債務により甲契約で合意した契約上の意思利益が実現し、リスクを負担するとして規律されている。A・B間での甲契約と同時締結された乙契約についても同様である。そこで、同一当事者間での契約であっても甲契約と乙契約とは合体して一個の契約であるとして構成しない限り、甲契約から生じた甲債権債務が、乙契約から生じた乙債権債務に影響するものではないのが原則とされている。このことからすると、近藤は甲契約と乙契約が有機的に結合している場合、本多は「両契約間の密接な関連性」と「目的実現への支配可能性」のある場合、池田はハイブリット契約の場合に、甲契約の債務不履行を事由として複合契約を終らせることができるとするものであるが、そのいわんとするところは理解できないわけではないが、先のような契約債権法の規律構造を前提とする限り、論理的に根拠づけられるものなのか疑問である。

なお、最高裁判平成8年判決を契機として展開された同一の当事者間での複合契約の終わり方についての学説は、判例の示した「あたらしい法理」に賛成している。しかし、債務不履行を事由とする法定解除による契約の終わり方の規律構造との関係についての言及は余りみられない。とくに、個々の独立した契約が結合した複合契約とみる立場に立つ見解によるとき、債務不履行を事由とする法定解除を、従来の通説、判例のように契約から生じた契約債権関係に注目し、一方の債務が履行されない場合に、契約の解除を認め、これにより債権債務が遡及的に解消し、その効

果は取消と同様に不当利得規律によるが、その返還の範囲については特則が設けられているにすぎないとする契約債権関係レベルでの規律と解することと、適合するかどうかどうかについての検討も不可欠ではないと思われる。

民法（債権関係）の改正では、検討委員会案は、複数契約の終わり方の規律として、第一の方向は一つの契約アプローチで、甲契約と乙契約とは一体不可分として一つの複合契約丙を形成し、乙契約の不履行をもって丙契約の不履行と構成する方法と、第二の方向は複数の契約アプローチで、甲契約と乙契約は独立の契約であるが相互に密接な関連を有するとして、乙契約の不履行をもって甲契約の不履行と構成する方法があるが、複数の契約アプローチを執るとする<sup>(18)</sup>。そして、[3.1.1.81]（複数の契約の解除）として「同一当事者間で結ばれた複数の契約の間に密接な関連性がある場合において、一の契約の解除原因があり、これによって複数の契約を締結した目的が全体として達成できなくなったとき、当事者は、[3.1.1.77]に従い、当該複数の契約全部を解除することができる」とする旨の新設を提案する（基本方針Ⅱ・319頁）。これは、[1.5.50]で「複数の法律行為の間に密接な関連性がある場合において、一の法律行為が無効となり、当該法律行為が無効であるとすれば、当事者がこれと密接に関連する他の法律行為をしなかったであろうと合理的と考えられるときは、他の法律行為も無効である。」<sup>(19)</sup>とする提案と整合するものであり、相互に関連する複数の法律行為の一つの取消しが他の法律行為の取消しを生じることについて、明文の規定を置くことをも提案する<sup>(20)</sup>として、同一の当事者間での債務不履行を事由とする複数契約の終わり方だけではなく、無効、取消の場合を視野に入れて提案されている。そして、この方向を執ると、解除自体について、一つの契約の債務不履行による他の契約の解除という独立の新しいカテゴリーが必要になり<sup>(21)</sup>、①密接関連性については当事者の効果意思によって決定される事柄ではないこと<sup>(22)</sup>と、②乙契約の解除原因ある場合に甲契約の解除権が発生するとの構成が必要になり<sup>(23)</sup>、③密接関連性を主張立証しないで乙契約のみを解除するとどめ甲契約を解除しないことも可能とすること<sup>(24)</sup>、乙契約に不履行があるが、催告しないので解除原因が存在しない場合は甲契約は解除できないとすること<sup>(25)</sup>などの課題の検討が必要になると指摘する。中間試案第 11、2 では「同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうち一の契約の

債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。（注）このような規定を設けないという考え方もある。」と提案する<sup>(26)</sup>。なお、この提案に当って、最判平成8年判決を一般化することが可能な法理であるとする考え方と判例が提示する要件が不明確で明文化すべきでないとの考え方があると補足されている<sup>(27)</sup>。このような民法（債権関係）の改正の過程での提案をみても、同一の当事者間での複数の契約が密接に関連し、一つの契約に債務不履行があつて、複数の契約を締結した目的が全体として達成できなくなる要件を備えた複合契約の場合として、一つの契約の債務不履行によって複数の契約全体を解除できる場合の要件は明文化している。しかし、どのようにして複数の契約全体が解除できることになるのかについての規律構造は明らかでない。その改正の過程では、乙契約の解除原因ある場合に甲契約の解除権が発生するとの構成が必要とか、甲契約を解除しないことも可能とすることとかなどの検討が必要であるとしていることからすると、乙契約の債務不履行により甲契約の解除が可能となり、あるいは解除しないこともできると規律しようとするものであり、その効果についても当該複数の契約の全てを解除できるとしていることからすると、乙契約を債務不履行で終らせることができる場合に甲契約あるいは他の複数の契約も終らせることができるかという個別の契約の終わり方レベルの問題として規律しようとしているものと推察される。一つの契約に債務不履行がある場合、複合契約を終らせることができるとする規律構造によるものではないようである。複合契約の終わり方の規律として妥当が疑問である。民法（債権関係）改正では、その後、第4回審議会では、明文化する方向で検討することを支持する見解がみられる一方で、複数契約の解除を広く認める要件設定をした場合には、解除権を行使された中小企業等が甚大な損害を被るおそれがあることに留意する必要があるとか、第21回審議会では明文化によって同一当事者間の契約について全て解除できることが原則であるとの誤解が広まるおそれがあり反対であるとか、複数契約間の密接関連性等の曖昧な要件を明文化することに反対であるとの意見のあった<sup>(28)</sup>ことから、新設されなかったが、その改正案の規律構造の観点に立ってみても改正を見送ったことは妥当といえる。ただ、今後は、生活が多様化・取引が複雑化・高度化した現代社会においては、個別に締結された複数の契約が相互に密接な関連性を有しており、その

一部の契約の履行のみでは複数の契約全体の目的を達成できないような事例が現れており、このような事例について、一つの契約の不履行に基づき契約全体の解除を認める必要性が高まっている<sup>(29)</sup>ことは確かである。最高裁平成8年判決を展開させながら、このような要請に応え、複合契約の終わり方の規律を解釈論として探究し、形成する必要があることには異論はない。

その場合、同一の当事者間に複数の契約が存在するだけでは複合契約となるわけではない。そこで、最高裁平成8年判決は同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約のある場合を前提としているが、これは契約債権関係レベルでの規律であることを前提とするもので、妥当ではない。同一の当事者間に複数の契約が存在し、これら契約の目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、いずれかの契約が履行されないときは、契約の目的が全体として達成されないと認められるような一つの取引システムが構成されている場合、すなわち契約レベルにおいて複合契約を形成している場合であることを前提とする必要がある。そして、このように契約レベルにおいて同一の当事者間の複数の契約により、一つの取引システムを構成しているかどうかは当事者間の主観による必要はなく、形式的、客観的に判断できればよい<sup>(30)</sup>。このような複合契約の規律に当たっては、基本的には、当事者の効果意思によるものではないが、個々の契約を結合させる意思による一つの取引システムに注目して規律する一方で、他方では、この一つの取引システムを構成する個々の契約は、それぞれ独立し、個々の契約上の効果意思に基づいた効果も独立したものであることを前提とする二元的な規律によるべきである。すなわち、複合契約では、一つの取引システムであるとみられる次元での規律と、個々の契約の次元での規律という二元的な規律<sup>(31)</sup>によるのが妥当と思われる。なお、安田は、現代的提携契約のモデル例として、X社とY社間では共同事業契約を締結し提携の終結条項を定め、他方でX・Y間①供給契約、X・Y間②ライセンス契約、X・Y間③技術提供契約、X・Y間④Yを独占的販売代理店とする契約を締結して個別契約の段階的撤退条項を定めるという二元的な定めてを提唱している<sup>(32)</sup>。ことから分かるように、現代取引の規律においては二元的規律の必要性を指摘するものといえる。

そこで、このような観点に立ってみると、複合契約の終わり方の規律は「取引システム」次元での規律ということになる。取引システムを構成する個々の契約次元

での規律として捉えるべきではない。乙契約を終らせることができる場合に、甲契約あるいは他の複数の契約をも終らせることができるかの問題として規律するのは妥当でないことになる。複合契約では「取引システム」を構成するいずれかの契約に債務不履行があった場合、当該「取引システム」を用いた取引における対価的均衡が崩れることになる。そこで、当該取引システムにおける合理的取引基準に対応した「契約適性化基準」に適合させるために複合契約を終らせることができるものと規律するのが妥当といえる。このため、現行法上は、個別契約を前提とした規律ではあるが、債務不履行を事由として契約を終らせることができるとする法定解除規律（民法541条）を、従来の通説、判例のような契約債権関係次元での規律<sup>(33)</sup>とみるのではなく、一方の当事者の債務不履行が生じたことによって対価的均衡が崩れたことにより、他方の当事者が契約の拘束力から離脱、解放することができるとする契約次元での規律であると解することを前提として<sup>(34)</sup>、類推適用してはと思われる。なお、民法（債権関係）の改正では、基本的には契約債権法の規律を、契約次元での規律を中核とした規律に改めようとするようでもあり<sup>(35)</sup>、法定解除規律についても現行法の条文文言を維持しているものの、その類推は、容易である。このような複合契約次元での債務不履行を事由とする法定解除は、個々の契約についての法定解除を認めるものではなく、複合契約が法定解除され、複合契約の拘束力から離脱、解放される<sup>(36)</sup>と規律されることになる。そして、このことの結果として、複合契約を構成する個々の契約から生じた債権機構による契約目的の実現<sup>(37)</sup>は法的には保障されない状態になり、このような個々の契約を存続させることは法的に意味のないものとなることから、個々の契約は失効すると構成するのが妥当ということになる。もっとも、複数契約を構成していた個々の契約のうち債務不履行があった契約のみを、あるいは個々の契約に債務不履行があったとしても「取引システム」次元では等価的均衡が崩れない場合は、債務不履行のあった個々の契約のみを民法541条の適用により終らせることも可能である。この場合は、複合契約を構成する他の個々の契約は有効なものとして存続することになる。これは、複数の契約が一つの取引システムを構成するものであることを主張しないで、個々の契約次元での規律によるものとして許容されるとみてよいと思われる。

しかし、このような同一当事者間での複合契約の終わり方の規律は、前述したような現行の契約債権法の規律構造では無理である。そこで、潮見が、複合契約論は

契約の機能から契約全体の構造を志向<sup>(37)</sup>するものであると指摘されている。この契約全体の構造を志向するとは、どのような意味であるかは明らかではない。ただ、契約の規律に当っては契約当事者合意に基づく契約利益ないしリスクの負担のみを問題とするのではなく、それと共に当該取引システム上の適性規律準則に従って生ずる利益の実現ないしリスク負担をも含めた契約規律を志向するものであるとすれば適切な提案であるといえる。このことからすると、契約次元での規律としては、契約当事者合意の合意に基づいた契約利益やリスクの負担を内容とした契約が成立すると観念するだけではなく、取引システム上の適正規律準則に従って生ずる契約利益ないしリスクの負担をも内包した「契約推」が成立するものとして規律する必要があるものといえる。この「契約推」では、例えば、A・B当事者を機軸とする円形推を観念し、その円形推のなかに契約当事者の合意に基づくA・B間甲契約、A・B間乙契約、A・B間丙契約が重複して含まれているが、取引システム上の適性規律準則により甲契約と乙契約は有機的に密接に結合しているが、丙契約とは結合しているとみるのが妥当でないというような契約状態を想定するものである。そして、このような状態にある「契約推」の成立によって、その「契約推」次元での契約の利益やリスクの分配を現実を実現するための仕組み、ないし機構として、「債権機構」が発生するものと観念する<sup>(38)</sup>ことも必要である。このことによって、A・B間での複合契約については、この債権機構のなかで契約当事者の合意によって生じた会員権契約上の債権債務（甲債権債務）は契約当事者の合意によって生じたリゾートマンション販売契約上の債権債務（乙債権債務）には影響を及ぼすものではないが、A・B間での取引システム、すなわち「会員権付リゾートマンション販売取引システム」から生ずる適性規律準則に従って、会員権契約から生じた債権債務（甲債権債務）とリゾートマンション契約から生じた債権債務（乙債権債務）は有機的に結合して、会員権契約（甲契約）に債務不履行がある場合、法定解除規定を準用して複合契約全体を失効させることができるものとして規律できるのではないかと思われる。

なお、本稿では、私法規律の構造の観点からに限定して、同一当事者間での複合契約の終わり方の規律構造について検討した。具体的には、判例で問題とされた会員権契約とリゾートマンション販売契約との複合契約に限らず、その他の複合契約、例えばサブリース取引におけるUとLとの関係における賃貸建物建設契約、

転貸特約付賃貸借契約、賃料保証契約、賃借建物管理保守契約などの複合する契約が契約次元の規律としてサブリース取引システムから導き出される適性規律準則によってどのように関係付けられ、いずれの契約の債務不履行によってサブリース取引契約全体を法定解除規定の類推適用により失効させることができるのか、複合契約のうちのどの契約が法定解除できるのかにつき、具体的に検討する必要がある。かかる検討は後日に譲るものである。

## ii 複合契約の終わり方と当事者間の基本的法律関係

複合契約が法定解除された場合、当事者間では、どのような法律関係が生ずるのか問題である。複合契約を一個の契約とみる立場に立ってみると、民法545条が適用されるとして、当事者間の法律関係を判断されるものと推察される。民法（債権関係）の改正でも、現行545条を基本的に維持するとしていることから、同様といえる。それは、個別の契約の法定解除による当事者間の法律関係の議論と異なるものではないということになりそうである。そうだとすると、法定解除についての、従来の通説（直接効果説）、判例では、遡及効を認め、原状回復義務を認めるものと解している（545条1項）ことから、複数の契約のうちの債務不履行のあった契約だけではなく、適法に履行が行われていた契約についても遡及的に解消し、既履行債務は原状に復する義務を負うことになる。とくに問題となるのは、損害賠償請求についてである（545条3項）。通説（直接効果説）、判例は、この損害賠償は債務不履行による損害賠償であると解していることから、債務不履行のあった契約により生じた損害だけではなく、適法に履行されたその他の契約も債務不履行があったと同様に、それによって生じた損害についても賠償責任を負うことになりそうである。もっとも、この損害賠償は、債務不履行による損害の賠償ではなく、法定解除により原状回復が行われても、なお相手方に生ずる損害を意味するものであるとの見解<sup>(39)</sup>によっても、債務不履行による損害賠償と解するよりも、その範囲は限定されるが、同様の問題が生ずる。

複合契約では複数の契約が独立して存在するものではあるが、その終わり方の規律としては、甲契約を債務不履行で終らせることができる場合に乙契約あるいは他の複数の契約も終らせることができるかという個別の契約の終わり方次元の問題として規律する学説、あるいは民法（債権関係）改正議論での提案に立ってみる

と、債務不履行のあった甲契約、乙契約あるいは他の複数の契約につき、個別に法定解除の効果について民法 545 条の適用があるものとみているものと推察される。このことから、債務不履行のあった甲契約に限らず、乙契約あるいは他の契約が適法に履行されている場合でも、民法 545 条により当事者間の法律関係が決まることになる。とくに、適法に履行が行われていた乙契約あるいは他の契約についても債務不履行を事由として法定解除が認められることになることから、法定解除についての従来の通説（直接効果説）、判例によるときは債務不履行による損害を賠償する義務を負うことになりそうである。

複合契約の終わり方の規律は、個々の契約を結合させている取引システム次元での規律とみる私見でも、それが債務不履行を事由とする法定解除による場合は、民法 545 条は債務不履行を事由とする法定解除の効果についての規定であることから、類推適用されると解することになる。その類推適用に際しては、法定解除についての従来の通説（直接効果説）、判例によるときは複合契約は遡及的に解消し、原状回復義務が生ずることになる。ただ、私見では法定解除を契約次元での規律とみて契約の拘束力からの解放、離脱とみるのが妥当としていることから<sup>(40)</sup>、複合契約の拘束力から解放、離脱され、このことから甲契約に限らず乙契約ないしその他の契約も失効すると解することになる。そして、一時複合契約では遡及的に拘束力から離脱、解放され、既履行債務については原状回復義務を負うことになる。この場合の原状回復義務は個別契約の失効によるものではなく、個別契約での既履行債務を複合契約次元での既履行債務としての義務と構成すべきである。継続的複合契約では将来的に拘束力から離脱、解放されることになる。また、民法 545 条 3 項の損害賠償については、債務不履行があつて対価的均衡が崩れるのは一つの取引システムのうち債務不履行のあった契約（甲契約）の給付部分についてのみ問題となる。そこで、通説、判例によるときは当該部分に債務不履行があつたことによる損害賠償義務を負うことになり、私見のように原状回復後でも残る損害と解する場合は債務不履行があつた契約（甲契約）部分が原状に回復しても、なお残る損害の範囲と解すべきである。適法に履行された乙契約あるいは他の契約については何らの損害賠償義務は負わないものとみるべきである。このことによって、複合契約を用いての当該取引システムにおける合理的取引基準に対応した「契約適性化基準」に適合させた規律ということになるものと思われる。

なお、民法（債権関係）改正では、債務不履行についての債務者の有責性の有無に係わらず法定解除ができるものとして、法定解除を純化している。（改正民法541条）。そして、有責債務不履行の場合は、債務不履行責任として改正条文415条によることになり、債務不履行を事由とする複合契約の法定解除の場合も同様であるが、債務不履行責任については複合契約全体の不履行責任ではなく、債務不履行のあった契約（甲契約）部分についての賠償に限るものと解されよう。

注

- (1) 最判平成8・11・12民集50巻10号2673頁。
- (2) 近藤崇晴「判例解説」最高裁判所判例解説民事編平成8年度（下）（1999年・法曹会）961頁。
- (3) 近藤・前掲963頁。
- (4) 近藤・前掲964頁。
- (5) 拙稿「私法規律の構造3—「契約債権法の終わり方の規律（一）」法律論叢87巻2・3合併号60頁以下参照。
- (6) 最判昭和36・11・21民集15巻10号2507頁。
- (7) この意味では、「新しい法理」の規律構造の観点に立ってみると最高裁平成8年判決の規律構造と近藤調査官解説とが適合しているかどうか疑問である。
- (8) 近藤・前掲963頁。
- (9) 本多純一「スポーツクラブ会員権上の債務不履行を理由とするリゾートマンション売買契約の解除」・前掲38頁。
- (10) 池田真朗「判批」NBL617号66頁。
- (11) 池田真朗「『複合契約』あるいは『ハイブリット契約』論」NBL633号12頁以下。
- (12) 宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林99巻1号・前掲46頁。
- (13) 宮本・前掲50頁。
- (14) 宮本・前掲50頁。
- (15) 奈良輝久「企業間取引における複合契約の解除（上）」判例タイムズ1339号・前掲38頁。
- (16) 池田・前掲（NBL）67頁。
- (17) 河上正二「判批」判例時報1628号180頁。
- (18) 民法（債権法）改正委員会編・詳解債権法改正の基本方針Ⅱ（商事法務・2009年）321頁。
- (19) 民法（債権法）改正委員会編・詳解債権法改正の基本方針Ⅰ（商事法務・2009年）349頁。
- (20) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅰ）349頁。
- (21) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅱ）321頁。
- (22) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅱ）322頁。
- (23) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅱ）323頁。
- (24) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅱ）324頁。
- (25) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅱ）324頁。
- (26) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）（2013年・商事法務）48頁。
- (27) 商事法務編・民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（2013年・商事法務）138頁。

- (28) 商事法務編・前掲書（中間的な論点整理の補足説明）48 頁。
- (29) 部会資料 5—2・民法（債権関係）の改正に関する検討事項(1)詳細版 91 頁。
- (30) 検討委員会でも、密接関連性は当事者の効果意思によって決定される事柄ではないこととしている（民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅱ 322 頁）のは同旨といえる。
- (31) 私は、かつて「多角的法律関係」の規律については、「関与意思」による「全体取引システム」次元での規律と個々の契約についての効果意思次元での規律の二元的規律が必要であると提言したことがあるが、複合契約でも同様の規律が必要ではないかと思われる（拙稿「[多角的法律関係] 規律のための法理形成試論」椿寿夫＝中舎寛樹編・多角的法律関係の研究（2012 年・日本評論社）474 頁以下。
- (32) 安田洋史・競争環境における戦略的提携・その理論と実践（2006 年 NTT 出版）1 頁以下参照。
- (33) 潮見佳男・契約各論 I（第 2 版）（2002）23 頁参照。
- (34) 拙稿・前掲（法律論叢 87 卷 2・3 号）60 頁以下参照。
- (35) 拙稿・前掲（法律論叢 87 卷 2・3 号）64 頁。
- (36) 奥田昌道「インタビュー債権関係規定の見直し—要綱仮案を読んで」法律時報 66 卷 12 号 11 頁（奥田発言）。
- (37) 拙稿・前掲（法律論叢 87 卷 2・3 合併号）70 頁参照。
- (38) 潮見は、契約利益実現を保障する体系として「債権機構」を構築するのが適切であると提言する（潮見佳男・債権総論 I [第 2 版]（信山社・2003 年）23 頁）。
- (39) 石坂晋四郎・日本民法第三編債権第六卷（有斐閣・1916 年）2328 頁、石田文次郎・財産法に於ける動的理論（巖松堂・1940 年）553 頁、勝本正晃・契約各論第一卷（有斐閣・1947 年）60 頁。
- (40) 拙稿・前掲（法律論叢 87 卷 2・3 合併号）70 頁参照。

### (3) 多角契約の終わり方の規律

#### i 多角契約の終わり方の規律構造

当事者が異なる複数の契約（多角契約）の終わり方の規律は、同一の当事者間での複数の契約（複合契約）の終わり方の規律とは複数の契約を用いた取引である点では共通する。このことから、多角契約でも、別個独立の契約は相互に影響を及ぼさないという原則を乗り越えるための新しいルールが求められ、共通する。さらに、多角契約では、当事者の異なる契約においても、このような新しいルールが適用できるかの検討が求められる<sup>(1)</sup>。すなわち、多角契約の終わり方の規律としては、A・B 間契約、B・C 間契約、A・C 間契約など複数の契約を結合させて取引が行われている場合に、A・B 間契約での債務不履行を事由として、A・B 間契約のみならず、B・C 間契約、A・C 間契約など当事者を異にする複数の契約を法定解除によって終らせることができるとするルールを組み立てることが必要になる。

ところで、ドイツでは多角契約をネット契約とみて、このネット契約に対処すべき契約法上の道具として一般条項や行為基礎理論を用いることによって対応できるとしている<sup>(2)</sup>。わが国でも、1984年の割賦販売法改正以前は信義則により第三者与信型信用取引でA・B間契約上の抗弁をB・C間契約上でも主張できるとして抗弁の接続を認める判例<sup>(3)</sup>、学説<sup>(4)</sup>がみられた。たしかに、多角契約ではA・B間契約、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約がネット状に結び付いているとみることからA・B間契約での債務不履行を事由として、信義則上、あるいは行為基礎理論により他の契約も法定解除できると解することはできないわけではない。しかし、多角契約の終わり方の規律として、このような信義則や行為基礎という一般条項によるだけで十分であるかは疑問である。これでは、多角契約の終わり方の規律の準則化は程遠いと思われる。また、法的一体性説・契約主体間距離説・変形三角説などによりAとCの一体性、近接性に注目してA=C対B間契約という二当事者間契約に引き戻すことによって抗弁接続を根拠づける見解もみられる<sup>(5)</sup>。これを、債務不履行を事由とする法定解除についてみると、A=C対B間契約の債務不履行、すなわちA・B間の債務不履行にすぎないと観念することにより、債務不履行を事由とする法定解除規律が適用されて、複合契約が終わるものと規律されることになろう。たしかに、AとCが親会社・子会社の関係にあるなど一体化がみられる場合はA=Cとみれないものではない。ただ、複合契約の典型としては、AもBもCも独立した取引主体として取引が行われる場合を想定し、この場合をも包含して複合契約の終わり方を規律するとの観点に立ってみると適切とはいえない。さらには、A・B間契約、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約を密接不可分とみて、あるいは提携関係にあるとして一つの取引システムとして統合する手法もみられる<sup>(6)</sup>。この見解は、同一の当事者間で複数の契約を用いて取引する複合の契約の終わり方の規律として、最高裁平成8年判決や民法（債権関係）改正での改正案として検討された「債権債務関係が二個以上の契約から成る場合でも、これらの契約の目的が相互に密接に関連付けられ、いずれかが履行されるだけでは、その目的を達成できないときは、甲契約上の債務の不履行を理由に甲契約と併せて乙契約をも解除することができる」としていた見解と近似性をみられる。しかし、多角契約では異なる当事者間での複数の契約が前提となっていることから、複合契約の場合以上に、一つの取引システムとして統合することによって、

A・B間契約の債務不履行を事由としてB・C間契約、A・C間契約など複数の契約についても法定解除できることになるとする理論的根拠を明らかにする必要があるものと思われる。なおさらには、契約相互間の契約結合説、給付相互間の給付関連説、コーズ共通説などによるA・B間契約、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約上の効果の相互効果を肯定して規律する見解もみられる。これらの見解では、A・B間契約での債務不履行を事由とする法定解除の効果は、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約にも及ぶと解することになるようである。しかし、「契約結合」「給付関連」「コーズ共通」がみられる場合には、A・B間契約での債務不履行を事由とする法定解除の効果はA・B間契約に留まらず、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約にも及ぶものとする規律は困難ではないだろうか。

それと共に、以上のような諸見解に基づいてのA・B間契約での債務不履行を事由とする法定解除による多角契約の終わり方の規律は、個別契約次元での規律であり、複合契約の場合でも指摘したと同様に、多角契約の規律としても妥当が疑問である。多角契約の規律に当ってはA・B間契約、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約の結合によって一つの取引システムが構成されることによる規律と、それを構成するA・B間契約、B・C間契約、A・C間契約など複数の契約の個々の契約は独立したものであるとしての規律との二元的規律が必要であり、多角契約の終わり方の規律は前者の次元での規律とみるべきではないかと思われる。このことから、当事者の表面的合意（表層合意）とは別の、深層合意による規律という三層的法律行為論<sup>(7)</sup>や、全体システムとその部分をサブシステムと構成し全体システムによってサブシステムは変容する関係にあるとみる見解<sup>(8)</sup>、全取引当事者の同意からなる基本契約と各当事者による個別契約の総体からなる複合と構成し基本契約と個別契約との関係は前者が後者に関する基本事項を定めるとする見解<sup>(9)</sup>、あるいは契約間の相互依存関係を問題とする契約アプローチと各契約と全体との相互依存関係を問題とする全体アプローチの二つの手法があるとする見解<sup>(10)</sup>など二元的に規律する必要のあることを指摘する見解は注目される。ただ、これらの二元的規律に当っては、いずれの次元の規律でも効果意思を根拠としているようである。とくに全体システムや全体アプローチ次元での規律に当っては効果意思を根拠することかできるのかにつき疑問がある。また、契約アプローチと全体アプローチの二元的規律を主張する見解では契約の終了の規律は契約アプロー

次元での問題とみているようであるが、多角契約の終わり方の規律は、むしろ全体アプローチの次元での規律として規律すべきである。

当事者の異なる複数の契約、すなわち多角契約の終わり方についてのリーディングケースは見当たらない。ただ、最高裁昭和30年判決<sup>(11)</sup>は、芸娼妓契約の事案で、A・B間の酌婦稼働契約とA・C間の金銭消費貸借契約は「密接に関連して互いに不可分の関係にあるものと認められ」「契約の一部たる稼働契約の部分は、ひいて契約全部の無効を来すものと解するのを相当とする」と判示している。当事者の異なる二個の契約であることを前提として稼働契約の無効により消費貸借契約も無効となるとする趣旨であったか、酌婦としての稼働と金員の交付を全体として一個の契約とみたかは必ずしも明らかではないが<sup>(12)</sup>、当事者の異なる複数契約の全部の無効を来すとするものである。契約の終了に関しては下級審判決<sup>(13)</sup>ではあるが、歌手（A）と所属事務所（B）間ではAのアーティスト活動に伴って報酬と対価を受け取るとするマネジメント契約を締結し、A・B・レコード会社（C）の三者でAはCに実演を提供しCはBに実演家印税を支払うことを内容とした専属契約が締結されている事案で、「本件マネジメント契約の存在によって、本件専属契約における三当事者間の双務性と有償性が確保されているということからすれば、本件マネジメント契約が何らかの理由により終了した場合には、契約の前提を欠くことになり、本件マネジメント契約の存在によって確保されていた三当事者間の双務性・有償性が失われてしまい、本件専属契約の本質が破壊されるとともに、Aに著しい不利益を課することになるから、三者契約としての本件専属契約自体を、原則として失効すると解すべきである。」と判示している。そこで、新堂は、本判決はマネジメント契約と専属契約という二個の契約によって三者間の対価関係を維持しているとみて、一方の終了は他方の失効をもたらすとしているものと捉えている<sup>(14)</sup>。全体システムや全体アプローチ次元における多数当事者がかわる取引の構造分析としては正鵠を射たものである。しかし、全体システムや全体アプローチ次元において多数当事者間の双務性・有償性が失われることをもって、個別契約の次元の規律としてA・B間のマネジメントが解除されれば、直ちにA・B・C三者の専属契約が失効するとみることについては齟齬がないといえるであろうか。

民法（債権関係）改正では、当事者の異なる複数の契約において、一つの契約に債務不履行があったとき、他の全ての契約を解除できるかについての改正案は提示

されていない。ただ、前述したように同一の当事者間での複数の契約の場合については、検討された。そして、この改正案は、当事者が同一であるか、異なるかで異なるものではないとの見解があった<sup>(15)</sup>。これに対して、複数の法律行為の無効については、「一つの法律行為が無効となり、当該法律行為が無効であるとすれば、当事者がこれと密接に関連する他の法律行為をしなかったであろうと合理的に考えられるときは、他の法律行為も無効である」[1.5.50]とする旨を検討委員会案として提示されていた<sup>(16)</sup>。そこでは、同一当事者間であるか、当事者の異なる法律行為であるかを区別していなかった。現行の割賦販売法 30 条の 4 は、消費者 (A) と販売業者 (B) との取引であることを前提として、A・B 間での供給契約、A・与信者 (C) 間での与信契約及び B・C 間での総合割賦斡旋あるいはローン提携販売契約がなされている場合には、A・B 間の供給契約での B の債務不履行だけではなく、契約の無効、取消、解除を、A・C 間での与信契約においても抗弁とすることができるとしている。ただ、最高裁平成 2 年判決<sup>(17)</sup> は、この抗弁の接続に関する割賦販売法上の規定は創設的であるとみる。このことから、一般法理と解することが許されないことになった。そこで、検討委員会案では、第三者与信型契約における抗弁の接続に関して、民法の規定を設けるべきであるか否かについては規定を置く (甲案) と規定を置かない (乙案) の両案があったとした上で、甲案による場合の抗弁の接続の要件を提示している<sup>(18)</sup>。消費者 (A) が事業者 (B) との間で物品もしくは権利を購入する契約または有償で役務の提供を受ける契約 (供給契約) を締結し、A が供給者とは異なる貸主 (C) と消費貸借契約を締結した場合、供給契約と消費貸借契約が経済的に一体のものとしてなされ、かつ、あらかじめ B と C との間で供給契約と消費貸借契約を一体としてなすことについて合意が存在した場合には、A 等は、B に対して生じている事由をもって、C に対抗できるとする提案である [3.2.6.10]<sup>(19)</sup>。そして、中間論点整理では、消費者契約の特則 (第 62、2⑦) として、消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合に、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができることとしていた<sup>(20)</sup>。また、第 21 回会議では、消費者によるクレジット取引等における消費者保護の観点から明文化に賛成する意見<sup>(21)</sup> もあった。そして、

検討委員会案では、この提案の要件を満たす場合は、Aは、Bに対して生じている事由をもって、Cに対抗することができ、融資の返済について、その履行を拒絶することができる<sup>(22)</sup>。他方で、供給契約の無効が、与信契約の無効をもたらすのかについては、とくに言及していないとして、あくまで抗弁の接続の規定にすぎないとしている。このことからすると、この提案の要件を満たす場合でも、供給契約がBの債務不履行を事由として法定解除できる場合、与信契約も法定解除によって終らせることができるということにはならないようである。しかし、A・B間の契約上の抗弁を、異なる当事者であるA・C間での契約でも主張できるとしている提案は、多角契約の終わり方の規律とは近似するものがある。また、民法（債権関係）改正第4回審議会では同一の当事者間に限らず、異なる当事者間で締結される場合についても規定することが必要であるが、異なる当事者間における複数契約の解除を認める場合も適用範囲を適切なものになるよう要件設定について慎重に検討すべきであるとの意見があった<sup>(23)</sup>。このように、民法（債権関係）改正では、当事者の異なる複数の契約が存在する場合の規律として、無効、抗弁の接続につき提案され、あるいは解除についても、その必要性が指摘されていたが、改正案としては採り上げられないで、現行法と同様に解釈に委ねられることになった。そこで、民法（債権関係）改正での、このような議論は、多角契約の終らせ方の規律を検討するに当って、意味のあるものかどうかである。民法（債権関係）改正に当っては、基本的には個別の契約次元の規律として、A・B間契約の無効、取消、抗弁、解除が、A・C間契約にも及ぼすことができるかどうかの視点に立つての議論に終始していることから、これまでの、学説や判例と同様に、基本的には受け入れられるものではない。

当事者の異なる複数の契約の終わり方の規律として、従来の学説、判例あるいは民法（債権関係）改正議論のように、個別の契約次元での規律として、例えばA・B間契約でのBの債務不履行を事由として他の個々の契約（A・C間の契約）も法定解除できるとするには、現行民法では法定解除できるのは債務不履行についての有責性を要件としていることから、他の個々の契約（A・C間契約でのC）についても有責の債務不履行があったものとして取り扱わなければならないことになる。当事者の異なる複数の契約の各契約当事者は独立した法的主体であることからすると、このような一人の契約当事者の「有責性」まで、他の当事者が負わされると

解することは無謀であり、立法によっても許されるものではないであろう。もっとも、個々の契約が結合している場合には許されてよいと考えることもできよう。しかし、このような考えは、取引全体システムないし全体アプローチ次元によって可能であり、個々の契約次元での規律としては認められるものではない。なお、民法（債権関係）改正案では、債務不履行を事由とする法定解除の要件としては「有責性」を必要としていない。このことからすると、民法改正後は、このような問題は生じないようにも思われる。しかし、改正案では、債務不履行を事由として法定解除できるのは、債務不履行により等価的均衡が崩れることにあるとの理解によるものであるとすると、A・B間契約でのBの債務不履行により、他の個々の契約（A・C間の契約）においても等価的均衡が崩れることになったものとして取り扱わなければならないことになる。このような取扱いは、個別の契約次元においてゆるされるか疑問である。A・B契約とA・C契約あるはB・C契約が結合していることを前提として初めて可能となる。これは、まさに、取引全体システムあるいは全体アプローチ次元での規律ということになる。

このことから、多角契約の終わり方の規律においては、A・B契約、A・C契約、B・C契約など当事者の異なる複数の契約における多角契約当事者間（A・B・Cなど）の双務性と対価的均衡が確保されていると形式的、客観的にみられる場合には、「全体取引システム」から導き出される「適性規律準則」に基づいて、この全体取引システムの次元における規律として、A・B契約でBに債務不履行があった場合、全体取引システムにおける対価的均衡が崩れることから、民法541条を類推適用して、債務不履行を事由として法定解除することができ、多角契約の拘束力からの解放、離脱が認められると構成してはと思われる。この場合、現行法ではBに有責の債務不履行のあることが要件となるが（民法541条～543条）、このBの有責は取引システム次元での有責と構成され、他のCなどにも「有責」があったものとみる必要はなく、多角契約を債務不履行を事由として法定解除することは許容されよう。なお、このような場合、多角契約を構成しているA・B契約、B・C契約、A・C契約などの個々の契約についてはどのように規律するかである。このような多角契約次元での債務不履行を事由とする法定解除は、当事者の異なる個々の契約についての法定解除を認めるものではない。しかし、多角契約が法定解除され、多角契約の拘束力から離脱、解放されることの結果として、多角契約の利益を

具体的に実現するための仕組みとしての「債権機構」の規律において個々の契約目的の実現は法的には保障されない状態になる。このような個々の契約を存続させることは法的に意味のないものとなることから、当事者の異なる個々の契約は失効すると構成するのが妥当ということになる。もっとも、多角契約を構成していた個々の契約のうち債務不履行があった契約のみを、あるいは個々の契約に債務不履行があったとしても「取引システム」次元では等価的均衡が崩れない場合は、債務不履行のあった個々の契約のみを民法541条の適用により終らせることも可能である。この場合は、多角契約を構成する他の当事者の異なる個々の契約は有効なものとして存続することになる。

しかし、このような多角契約の終わり方の規律は、現行の契約債権法規律及びこれを基本的に踏襲するものと思われる契約債権法の改正における規律のもとにおいては論理的に許容できるか疑問である。椿によれば、BGBの制定に際しては、三角取引ないし多角取引（A・B・Cの多数主体の関与する取引）の双方契約（A・B間契約、B・C間契約、A・C間契約）への取り込みが遮二無二おこなわれ<sup>(24)</sup>、契約＝二当事者原則<sup>(25)</sup>に立って規律されたといわれている。ドイツ民法を踏襲した、わが国の契約債権法の規律にあっても同様と思われる。そして、この二当事者を原則とする契約の利益の実現あるいはリスクの負担を具体的に処理する仕組みとして、債権債務を観念する。A・B間のA契約ではA債権・B債務が生じ、B・C間のB契約ではB債権・C債務が生じ、A・C間のC契約ではA債権・C債務が生ずるものとし、これらの債権債務の発生原因であるそれぞれの契約から切り離された債権債務を中核として規律されているとみるのが一般的理解である。そこで、契約債権法の規律がこのような構造をもつものであるとすると、A契約とB契約或いはC契約が有機的に密接な関係があるとか、重ね合わさった複合関係にあるとか、結び付いた結合関係あるいはネット関係にあるとして、A契約から生じたB債務の不履行を理由として、多角契約を終らせるとして規律することは論理的に許容されるものではない。そこで、椿は、多角取引ないし三角取引では「多角」視点に立つことが必要であるとする。これは、契約次元の規律において、BGBが遮二無二に契約＝二当事者を原則としたのに対して、A・B間のA契約に第三当事者としてCを取り込んで規律する必要があるとするものと理解できる。すなわち、多角取引ないし三角取引の規律に当っては、契約次元での規律として、「A・B間のA

契約、B・C間のB契約、A・C間のC契約として規律」するのではなく、「A・B間のA契約にCをも入れ込んで規律」する必要があるとするものである。そして、このことによって、取引システムを当事者の意思によるA・B間のA契約、B・C間のB契約、A・C間のC契約と個別的な二当事者間の契約に解消して別々に判断せず、お互いの関連に着目した全体的な考察による取引全体イメージの取引象との折り合いをつけて、契約を二元的発想で規律することができるとするものである<sup>(26)</sup>。そうだとすると、例えば、ファイナンスリース取引システムの契約債権法での規律に当っては、LとU間の契約にSを入れ込むことであり、その結果、L・U間リース契約及びL・S間リース物件供給契約は、それぞれ契約上の意思に基づく利益を実現し、リスクを負担する関係にあるとして規律されるのに対して、U・S間はファイナンスリース取引システムから導き出される適性規律準則にしたがった利益、ないしリスクを負担している状態にある「契約」として規律されることになる。このような状態にある「契約」は、これまでの「契約」概念には馴染まないものであることから、縦横空間の関係をも想定することの可能な「契約『推』」ともいべきものを観念することが必要である。さらには、このような「契約『推』」上の利益の実現やリスクの負担を処理するためには、二当事者契約の利益の実現やリスクの負担を処理するための仕組みとして観念されている現行の債権債務では対応することが困難であることから、契約上の合意に基づく利益の実現やリスクの負担に限らず取引システムから生ずる利益の実現やリスクの負担をも処理するための仕組みとして、潮見の提唱する「債権機構」<sup>(27)</sup>を観念するのが妥当と思われる。契約債権法の規律構造は、このようなものであるとみることによって、例えば、ファイナンスリース取引においてSに債務不履行があるときには、Uは契約合意次元ではL・U間のリース契約を法定解除することができないとしても、ファイナンスリース取引システムから生ずる適性規律準則に従って、ファイナンスリース取引全体が失効するものとして規律することが可能ではないかと思われる。

## ii 多角契約の終わり方と多角当事者間の基本的法律関係

多角契約の終わり方の規律は、「全体取引システム」次元での規律とみる私見では、それが債務不履行を事由とする法定解除による場合は、民法545条は債務不履行を事由とする法定解除の効果についての規定であることから、類推適用される

と解することになる。その類推適用に際しては、法定解除についての従来の通説（直接効果説）、判例によるときは多角契約は遡及的に解消し、原状回復義務が生ずることになる。ただ、私見では法定解除を契約次元での規律とみて契約の拘束力からの解放、離脱とみるのが妥当としていることから<sup>(29)</sup>、多角契約の拘束力から解放、離脱され、このことからA契約に限らずC契約、B契約その他の契約も失効すると解することになる。そして、一時多角契約では遡及的に拘束力から離脱、解放され、既履行債務については原状回復義務を負うことになる。この場合の原状回復義務は、C契約、B契約その他の契約の失効による原状回復義務ではなく、それぞれ個別の契約における既履行債務を全体取引システムにおける既履行債務とみての義務と構成することになる。継続的多角契約では将来的に拘束力から離脱、解放されることになる。また、民法545条3項の損害賠償については、債務不履行があった対価的均衡が崩れるのは全体取引システムのうち債務不履行のあったA・B間のA契約の給付部分についてであるから、通説、判例によるときは当該部分に債務不履行があったことによる損害賠償義務を負うことになり、私見のように原状回復後も残る損害と解する場合は債務不履行があったA・B間のA契約部分が原状に回復しても、なお残る損害の範囲と解すべきである。適法に履行されたC契約あるいは他の契約については何らの損害賠償義務は負わないものとみるべきである。

なお、現代多角取引としては、ファイナンスリース取引、フランチャイズ取引、提携ローン取引及びサブリース取引などが、その典型とされているが、本稿は多角契約の終わり方の規律構造を検討するのが目的であることから、これらの取引契約の終わり方の具体的検討については後日に留保するものである。

#### 注

- (1) 山本は、別異当事者間では解除の範囲は当然に他に及ばないことになるのかということも、今後問題になろうと指摘する（山本豊「判例紹介」判例タイムズ949号51頁）。
- (2) 詳細は、拙稿「『多角的法律関係』規律のための法理形成試論」椿寿夫＝中舎寛樹編・多角的法律関係の研究（2012年・日本評論社）470頁参照。
- (3) 京都簡判昭和54・3・23法律時報54巻8号159頁など。
- (4) 浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護（三完）」NBL243号20頁。
- (5) 詳細は、拙稿・前掲471頁。
- (6) 詳細は、拙稿・前掲471頁参照。
- (7) 加藤雅信・民法総則（第二版）（有斐閣・2005年）261頁以下。
- (8) 村田彰「契約の成否・結合と多角的法律関係」椿＝中舎編・前掲書136頁。
- (9) 中舎寛樹「多角的法律関係の法的構造に関する覚書」名古屋法学227号208頁。

- (10) 小林和子「複数の契約と相互依存関係の再構成」一橋法学 8 卷 1 号 154 頁、216 頁。
- (11) 最判昭和 30・10・7 民集 9 卷 11 号 1616 頁。
- (12) 民法（債権法）改正委員会編・詳解債権法改正の基本方針Ⅱ（商事法務・2009 年）348 頁。
- (13) 東京地判平成 15・3・28 判例タイムズ 1159 号 217 頁。
- (14) 新堂明子「判例評釈」判例時報 1855 号 204 頁。
- (15) 奈良関係官は同一当事者間であることは要件としないとしている（民法（債権関係）部会第 4 回会議議事録 197 頁、198 頁。）
- (16) 民法（債権法）改正委員会編・詳解債権法改正の基本方針Ⅰ（商事法務・2009 年）347 頁。
- (17) 最高裁平成 2・2・20 判例時報 1354 号 76 頁。
- (18) 民法（債権法）改正委員会編・詳解債権法改正の基本方針Ⅳ（商事法務・2010 年）400 頁以下。
- (19) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅳ）406 頁。
- (20) 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理 185 頁。
- (21) 部会資料 20—2 第 1、2・民法（債権関係）の改正に関する検討事項（15）詳細版 11 頁。
- (22) 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明 48 頁。
- (23) 民法（債権法）改正委員会編・前掲書（基本方針Ⅳ）・411 頁。
- (24) 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明 48 頁。
- (25) 椿寿夫「三角取引（多角取引）について（下）—新しい契約類型の象」NBL1051 号 45 頁。
- (26) 椿・前掲（1051 号）50 頁。
- (27) 椿寿夫「三角取引（多角取引）について（下）—新しい契約類型の象」NBL1050 号 48 頁参照。
- (28) 潮見は、契約利益実現を保障する体系として「債権機構」を構築するのが適切であると提言する（潮見佳男・債権総論Ⅰ〔第 2 版〕（信山社・2003 年）23 頁。
- (29) 拙稿「私法規律の構造 3—「債権契約の終わり方」の規律（一）」法律論叢 87 卷 2・3 合併号 70 頁参照。

（明治大学名誉教授）